

子どもの人権
～子どもたちが
夢をかなえるために…～



「人権」とは、ひとりひとりの人間が、生まれながらにして持っている人間らしい生活をするための権利のことです。それはまた、子どもにも同じように保障されているのです。1989年の第44回国連総会において採択された子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満が「児童(子ども)」と定義され、日本では1994年に批准されました。子どもの権利条約は、「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」の4つの柱から成り立っています。全部で54条からつくられており、そのうちから9つを紹介します。どれも大切な子どもの権利です。

①第2条
差別の
禁止



②第9条
親と引き
離されな
い権利



③第13条
表現の
自由



④第16条
プライバシー・名誉は
守られる



⑤第23条
障がいのある
子どもの
尊厳の確保



⑥第27条
生活水準
の確保



⑦第28条
教育を
受ける権利



⑧第31条
休み、
遊ぶ権利



⑨第32条
経済的搾取・
有害な労働
からの保護



しかし、現実には児童虐待やいじめ・不登校の問題など、年々深刻な状況になりつつあります。また、社会のあり方(雇用、福祉、教育)の変化に伴って子どもの育つ環境はますます厳しいものとなっています。さらに、「子どもの貧困」が人権問題・社会問題として取り上げられるようになりました。このような問題は、家族や家庭の責任という自己責任論では解決はできないものもあり、人権課題として社会で取り組むことが大切です。

すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる社会にするために私たちは何をしていけばよいのでしょうか。まず現実を知り、自分の問題として考えることから始まります。一緒に考えてみませんか。

●問合せ先 人権・同和教育課 ☎72-2111内線532

人権センターでは、今号の広報紙と一緒に「小郡市人権センター通信」を配布しています。今回は「子どもの貧困」がテーマです。人権センター公開講座・七夕人権考座合同開催のご案内も掲載していますので、ぜひご覧ください。

●問合せ先 人権教育啓発センター ☎80-1080